

一般競争入札に関する質問・回答

提出日：令和6年12月27日

回答日	令和 7 年 1 月 16 日
開札日	令和 7 年 2 月 18 日
業務名	令和7～11年度 下水道等処理施設維持管理業務（高森町）
業務箇所名	下伊那郡高森町下市田 3929 番地1 高森町終末処理場他3施設
回答者	（公財）長野県下水道公社

質 問	回 答
<p>No.1 入札公告・2(3)配置技術者に関する要件 ウ 「総括責任者又は副総括責任者は、浄化槽法施行規則第8条に規定する資格を有すること」とありますが、一方で、要求水準書（別表-6）では、副総括責任者についてのみ、「浄化槽法施行規則第8条該当者」と指定されており整合しておりません。どちらが正しいかご教示ください。 また、当該資格者には実務経験として「浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し二年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」が求められますが、この同等以上には公共下水道の従事者も含まれると理解してよいでしょうか。（なお、長野県浄化槽協会に問い合わせたところ、「当然、含まれる」との回答を得ています。）</p>	<p>前段 入札公告を正とします。 後段 お見込みのとおりです。</p>
<p>No.2 入札公告・5, 6 技術提案のヒアリングは2月4日、審査結果の通知は2月6日となっています。 ①入札参加資格審査で不備等があった場合も技術提案ヒアリングを行った後で失格となるのでしょうか。 ②技術提案の審査内容によって、失格となるケースもあると理解してよいでしょうか。</p>	<p>①②共にお見込みのとおりです。</p>

<p>No.3 入札公告・7(3)開札の執行 落札者の決定方法は、技術提案書及び入札参加資格審査書類で失格とならなかった者のうち「最低の価格をもって入札した者」としています。</p> <p>①これは、技術提案書の審査は採点を行わず、有効か失格かのみを判断すると理解してよいでしょうか。</p> <p>②複数の入札者が失格とならなかった場合に、技術提案の内容に相当の優劣があったとしても落札決定に関して全くインセンティブが働かないと理解してよいでしょうか。</p> <p>③特段、低入札価格対策については記載されていませんが、著しい低価格の応札者があった場合は、どのような対応をとられるのかご教示願います。</p>	<p>① お見込みのとおりです。</p> <p>② お見込みのとおりです。</p> <p>③ 必要に応じ事情聴取等を検討します。</p>
<p>No.4 要求水準書・P1第1条(目的) 要求水準書第1条では「民間事業者の創意工夫を十分に生かす」「優れた業務提案書を作成すること」とありますが、入札公告では、本件入札は発注形態を「性能発注」とする包括的民間委託で、入札方式を「技術提案付き一般競争入札」として、技術提案書及び入札参加資格審査書類で失格とならなかった者のうち「最低の価格をもって入札した者」を落札者とする事としてしています。</p> <p>一般的に、技術提案の水準と入札価格はトレードオフの関係にありますので、最低の価格で応札するためには、技術提案の内容には大きな制約が伴います。このため、技術提案で失格とならないための最低ラインは、要求水準書を遵守することと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>なお、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)P20では、「受託者の提案金額(入札金額)が、その提案内容に対し著しく低価格である場合は、適正な業務履行が実施できない恐れがあるため、下水道施設管理の信頼性・安定性に十分配慮して受託者選定を行う必要がある。」とされており、P21では、このような技術提案書の作成や審査を行う場合については、受託者の選定方式として③総合評価一般競争入札又は⑤技術提案・交渉方式(プロポーザル等)で行う実施手順が示されていますことを申し添えます。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

<p>No5 要求水準書・P2 第10条（業務書類等） (7)日報を「点検翌日の10時までに提出すること」とされていますが、ガイドラインP102では、日報については委託者から請求があった場合を除き契約期間終了後に委託者に提出する。」とされています。再考いただけませんか。</p>	<p>提出については、FAX または電子メールを可とし、異常がない場合一か月分をまとめての提出を可とします。</p>
<p>No.6 第15条（従事者の届出） 「組織表を委託者に提出して承認を受ける」とされていますが、これは、第15条の従事者の「届出」とは別に「承認」を受ける必要があるということでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>No.7 要求水準書・P8（別表-1）農業集落排水 主要施設の概要 水処理設備の曝気方式が「ブロー酸気」となっていますが、これは「ブロー散気」の誤りでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>No.8 要求水準書・P9、10、11、13（別表-2） 以下の設備の薬剤の調達をどのように考えればよいのかご教示願います。 （公共下水道）高森町終末処理場のNo.28 固形塩素接触装置、No.47 ポリ鉄貯留タンク、No.63 仮設消臭剤注入装置、No.64 仮設消臭剤注入装置 （農業集落排水設備）新田地区及び牛牧地区の活性炭吸着塔</p>	<p>全て委託者の支給とします。</p>
<p>No.9 要求水準書・P30（別表-12） 調達する薬品及び消耗品等に、滅菌剤（塩素剤）及びCODパックテスト（農業集落排水処理施設用）の記載がありませんが、この調達をどのように考えればよいのかご教示願います。</p>	<p>全て委託者の支給とします。</p>
<p>No.10 要求水準書・P19（別表-3） 1 固定的経費相当業務 イにユーティリティ調達業務が含まれていますが、ガイドラインP10、P66にも記載があるとおり、一般的にユーティリティ費は処理水量による変動が大きいため「変動費」の対象とすることが明示されています。固定的経費として区分される理由・根拠をご教示願います。</p>	<p>脱水機経年劣化などの処理水量以外の要因が大きいため、変動費としていません。</p>

<p>No.11 要求水準書・P30（別表－12） 調達する薬品及び消耗品 契約書・別紙1 責任範囲 契約書・別紙3 運転管理要求水準 汚泥処理等に起因する臭気対策の脱臭剤が、 要求水準書（別表－12）に計上されていま せんが、臭気対策に関する管理基準値を超え ないための脱臭剤の調達は受託者の負担で行 うことになるのでしょうか、ご教示願いま す。 なお、契約書・別紙1 では表1の共通「第 三者賠償リスク」及び「環境保全リスク」に 「悪臭」及び「異臭」が表記があり、受託者 の負担となっています。また、別紙3では2 管理基準(3)表9では臭気対策に関する基 準値が定められています。</p>	<p>脱臭装置の脱臭剤の調達は委託者が行います。</p>
<p>No.12 契約書・第2条（用語の定義） ガイドラインが示している定義と比較して、 (2)性能基準（法定基準）は、ガイドライン における「契約基準」と理解してよろしいで しょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、ペナルティーの対象は、別紙3をも って算出基礎とします。</p>
<p>No.13 契約書・第4条（再委託） ① 第1項の「主要部分」について第2条で 定義されていませんのでご教示願いま す。 ② 第5項の「報告する」とありますが、報 告するタイミングはどの時点になります でしょうか、ご教示願います。</p>	<p>① 主要業務とは、高森町終末処理場の運転管 理業務です。 ② 業務を第3者に委託又は請け負わせた場合 は、速やかに報告するものとします。</p>
<p>No.14 契約書・第9条（著作権の利用等） 契約書・第57条（秘密保持） 成果物の著作権について、第9条第2項で委 託者に無償譲渡されること、同第5項で委託 者に利用権限があることが規定されていま すが、技術提案書については、この成果物に該 当しないものと考えてよろしいでしょうか。 また、技術提案書は各社の独自技術やノウ ハウ等が含まれており、その著作権は入札者側 にあると考えられますので、第57条で「第 三者に対して開示しないもの」の例外規定に は該当しないものと考えてよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>No.15 契約書・第16条（許認可の取得等） 本件業務を遂行するために必要な事務室等 の使用許可に関する項目がありませんが、使用 許可は不要という理解でよろしいでしょ うか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

<p>No.16 契約書・第22条（引継事項） 「受託者は業務開始後可能な限り速やかに（中略）引継事項を作成」するとされていますが、これまで仕様発注の業務でしたので、最初の包括契約に当たっては、当該引継事項は委託者様から提供されるものと理解してよろしいでしょうか。 なお、ガイドライン P140 には、「引継ぎ事項は、（中略）受託者が業務期間を通じて整備するもの」、P141 には「包括民間委託を最初に実施する際には、（中略）委託者側にて作成することが望ましい」とされていますので、ご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>No.17 その他 委託者からの業務引継ぎ 包括的民間委託（性能発注）業務を最初に受託するにあたって、業務準備期間中に委託者から引継ぎを受けなければなりません。その際に、維持管理に必要な関係書類、データ等の引継ぎに加え、特に、設備台帳を基に全ての設備の機能確認を委託者と受託者が立会の上で状態を確認する「施設機能確認書」が必要と考えますので、ご検討いただけますでしょうか。</p>	<p>契約書第14条のとおりです。</p>
<p>No.18 契約書・第32条（緊急対応又は創意工夫等に基づく契約変更） 第2項で、受託者は創意工夫によってユーティリティを削減できた場合に、相手側に対して業務委託費の変更を請求できるとあり、その際、削減策を事前に委託者へ提出するとなっています。 しかし、ガイドラインP1の包括的民間委託の定義で「包括的民間委託とは、複数年の契約において、民間事業者が施設を適切に管理し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せるという考え方である」とされており、それによって得られた利益は基本的に受注者のインセンティブであり、また、その削減策を必ずしも事前に委託者に提出する必要性はないと考えます。 また、この際の「業務委託費の変更」が委託者からの「減額」請求を意味しているのであれば、それを前提とした提案を事前に提出することは難しいと考えます。解釈が違うのであればご教示願います。</p>	<p>原則として事前の提出としますが、事後についても提出された資料からインセンティブが認められれば、契約書別紙12 3により対応します。</p>

<p>No.19 契約書別紙・P1 別紙1 責任範囲 表1 最下段の施設損傷リスク「上記以外のもの」の欄は、委託者と受託者の双方が○となっていますが、どのような場合を想定されているのかご教示願います。</p>	<p>特段の想定はありません。</p>										
<p>No.20 契約書別紙・P2 別紙2 流入基準 1 水量に関する流入基準 業務期間内における処理区域内の新たな下水道使用者の接続による流入水量の増加見込みが分かりません。また、要求水準 P8 に農業集落排水施設の統廃合の予定が示されています。このため、積算上必要となりますので、高森町終末処理場の年度毎の処理水量見込み量を示していただけませんか。</p>	<p>以下の数量を見込んでいます。</p> <table border="0"> <tr> <td>令和7年度</td> <td>2372m³/日</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>2372m³/日</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>2737m³/日</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>2799m³/日</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>2884m³/日</td> </tr> </table>	令和7年度	2372m ³ /日	令和8年度	2372m ³ /日	令和9年度	2737m ³ /日	令和10年度	2799m ³ /日	令和11年度	2884m ³ /日
令和7年度	2372m ³ /日										
令和8年度	2372m ³ /日										
令和9年度	2737m ³ /日										
令和10年度	2799m ³ /日										
令和11年度	2884m ³ /日										
<p>No.21 契約書別紙・P2 別紙2 流入基準 2 水質に関する流入基準 表4 流入水の水質のうち、BOD：600mg/L 未満、SS：600mg/L 未満とされていますが、上限値の汚水が継続して流入した場合、P3 別紙3 運転管理要求水準、表5 性能基準（放流水の水質等の基準値）のBOD及びSSの基準を満たすことについて、貴所の運転管理実績の中で可能と判断されるとすれば、そのデータ及び運転管理手法をご教示願います。また、要求水準書 P7（別表-1）の計画流入水質は、BOD：279mg/L、SS：218mg/L となっており、これに対し過大な設定となっていないでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>契約書別紙 別紙2 表4 流入水の水質 表4で示された数値は、常時流入してくる水質とは考えていません。常時流入したと判断した場合はペナルティーの対象としません。</p>										
<p>No.22 契約書別紙・P15 別紙11 業務委託費等の計算方法 1 業務委託費の内訳 ① ②③が明示されていますが、これは固定的経費相当業務費の内容を明示しているのでしょうか。だとすれば、要求水準書（別表-3）に記載のあるウ指定維持管理業務費が漏れているのではないのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 「④指定維持管理業務費 仕様書に基づく業務に係る費用」を追記します。</p>										
<p>No.23 契約書別紙・P15 別紙11 業務委託費等の計算方法 3 各月の業務委託費 （2）「流入水量が別紙2に示す基準を超えているが、特別な処理等で対応できる場合」には、大規模な新たな下水道使用者の接続による流入水量の増加も含まれると考えてよろしいでしょうか。 また、流入水量が別紙2に示す「基準を超えているが、特別な処理等でも対応できない場合」の精算方法が示されていないので、（3）の記載と合わせて、「流入水質」だけでなく「流入水質又は流入水量」としていただけないでしょうか。</p>	<p>（2）大規模な新たな下水道使用者の接続による流入水量の増加も含まれるものとします。 （3）業務委託費の計算方法は別紙11のとおりとします。</p>										

<p>No.24 契約書別紙・P16 別紙 11 業務委託費等の計算方法</p> <p>(3) 流入水質が基準を超えた場合に、放流水質かつ汚泥処理基準の両方が満たされた場合のみが追加費用の対象になっていますが、これは、契約書第 20 条の記載と矛盾していますので、これに基づく内容に変更いたさないででしょうか。</p>	<p>別紙 11 3 (3) ①を次のとおり修正します。</p> <p>①放流水質が別紙 3 に示す性能基準を満たしている場合、委託者は、受託者に追加費用を支払う。</p>
<p>No.25 契約書別紙・P17 業務委託費の見直し</p> <p>1 スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直しの中で「変動費」という単語が出てきますが、この変動費の対象項目を示していただけないでしょうか。</p> <p>また、「変動要素」とは、(3)の①から⑦に示された項目と理解してよいでしょうか。</p>	<p>本業務に変動費はありません。変動要素はお見込みのとおりです。</p>
<p>No.26 契約書別紙・P17 業務委託費の見直し</p> <p>1 スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直しの中で、(3)①人件費について、「毎月勤労統計調査の年平均賃金指数(確定値)の年変動率を適用する」とされていますが、その場合、事業所規模や就業形態はどれを採用するのでしょうか、ご教示願います。</p> <p>また、基本的に、委託業務費における人件費の算定は、国土交通省から通知される公共工事設計労務単価に基づき積算されています。この改定は通常 3 月に行われていて、次年度の業務委託費の見直しに適切な時期ですが、勤労統計調査の年平均賃金指数(確定値)は、翌年度の 7 月頃の公表になると思いますが、これでは次年度の業務委託費の見直しに間に合いませんが、いかがすればよいかが教示願います。</p>	<p>スライド条項やインフレ条項による業務委託費の見直し(3)①人件費について、次のとおり修正します。</p> <p>本件施設の運転管理業務等に適用される人件費の年変動率を適用する。</p>
<p>No.27 契約書別紙・P18 業務委託費の見直し 3 インセンティブ条項による精算</p> <p>使用電力料金及び汚泥処分費の支払いは、委託者側にあると理解しておりますが、受託者の創意工夫によって、それらが過去の平均的な費用(原単位比較)に対して削減できた場合について、削減分の 50%程度を受託者に配分することについてもご検討いただきますようお願い申し上げます。</p>	<p>使用電力料金については、価格変動が大きいいため、インセンティブへ含みません。</p> <p>また汚泥処分費の支払いについても、含水率と脱水機の寿命には密接な関係があるため、同様にインセンティブへ含みません。</p>